

## 始良市農業委員会総会議事録（1 1 月）

1. 開催日時 平成 30 年 11 月 30 日（金） 午後 1 時 30 分～
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館 2 階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1 番	松元 信道	11 番	内村 洋昭
2 番	森 洋一	12 番	西 泰行
3 番	岩元 律子	13 番	堂前 澄男
4 番	野元 幸雄	14 番	今村 逸子
5 番	夏田 恒	15 番	内甌 達也
6 番	今西 馨	16 番	松尾 博好
7 番	本村 正一	17 番	瀬尾 幹男
8 番	坂元 廣幸	18 番	市藪 由美子
9 番	小長野 誠	19 番	米迫 慎二
10 番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1 番	池端 隆志	7 番	白尾 親昭
2 番	新屋敷 幸一	8 番	牧野田 隆平
3 番	中村 政芳	9 番	大重 孝司
4 番	柳迫 勝美	10 番	上福元 克己
5 番	犬童 博子	11 番	松元 健一
6 番	宇都 和義	12 番	湯脇 博信

欠席委員 なし

## 3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
5. 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地転用事業計画変更申請について
8. 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について
9. 議案第 7 号 農地の利用目的変更願について

10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（売渡・貸付希望）について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長  
事務局長補佐兼振興係長  
振興係主査  
農地係長  
農地係参事補  
農地係主任主査  
加治木農林水産係長  
~~始良農林水産係長~~

	<p style="text-align: center;"><b>始良市農業委員会総会議事録（平成 30 年 1 1 月）</b></p> <p style="text-align: center;">（大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、平成 30 年度 第 8 回 始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は 19 名中、19 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
	<p>————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明</p>
	<p>————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、5 番委員、6 番委員にお願いいたします。</p>
	<p>————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇事務局長補佐兼振興係長と〇〇農地係長 を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第 31 条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。</p>

	<p>関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>それでは、日程第 3 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。</p> <p>1 番から 1 7 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は 1 ページでございます。</p> <p>こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。</p> <p>農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は 1 1 月 3 0 日、契約の始期は 1 2 月 1 日をそれぞれ予定いたしております。</p> <p>契約年数につきましては、3 年間で 8 件、5 年間で 5 件、1 0 年間で 4 件で、合計 1 7 件となっております。面積につきましては、合計 2 1, 8 4 6 ㎡となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 4 ページでございますので、ご確認頂きたいと思っております。</p> <p>以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1 番から 1 7 番までについて、一括して質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の 1 番から 1 7 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>〔賛成多数〕</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の 1 番から 1 7 番については、原案のとおり決定いたしました。</p>

<b>議案第 2 号</b>	
議 長	<p>それでは、日程第 4 議案第 2 号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 2 号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明いたします。資料は 5 ページになります。農地保有合理化事業に伴う所有権移転であります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法で自ら農業をしないのに農地を取得することを認められた農地保有合理化法人であります公益財団法人鹿児島県地域振興公社が、規模縮小、離農をしようとする農家から農地を買い入れ、これを規模拡大意欲のある認定農業者に農地を貸し付けて売渡する事業であります。</p> <p>譲受人が、霧島市の隼人町姫城の〇〇 〇さんです。〇〇さんは、霧島市の認定農業者として霧島市・始良市の畑で、有機野菜等を栽培しています。妻・実父とともに、賃貸借により農地拡大を行っています。</p> <p>譲渡人は、鹿児島県地域振興公社でございます。土地の所在が加治木町日木山字〇〇番と〇〇番で地目は畑、面積は合計して 5,971㎡です。〇〇さんが 2 筆の農地を鹿児島県地域振興公社から 1 年間耕作されたうえで、平成 26 年 1 月から平成 30 年 12 月までの 5 年間の貸付事業後、今回 12 月に買受となっております。対価が総額 4,967,872 円でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1 番について質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第 2 号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第 2 号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定の 1 番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
<b>議案第 3 号</b>	

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第 5 議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1 番から 5 番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、6 ページから 7 ページでございます。今月の申請件数につきましては、5 件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の 1 ページから 5 ページに調査書がございますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、1 番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人：加治木町仮屋町在住の〇〇 〇〇、譲渡人：霧島市在住の〇〇 〇〇、他 2 名の贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町木田字ユル木堂〇〇番 田 1, 4 2 3 m<sup>2</sup>、〇〇番 田 1, 3 8 4 m<sup>2</sup>の計 2 筆、合計面積 2, 8 0 7 m<sup>2</sup>です。以上で 1 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1 1 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1 1 番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>譲受人は、住所は仮屋町になっておりますが、住所だけが仮屋町であって、本人は、西別府、私の家の近くにおります。</p> <p>現在本人は、自分の田は 5 反弱、畑も自分の畑としては少ないのですが、今年、今年の田の耕作は約 6 町、畑が約 1 町です。</p> <p>機械類は、コンバイン、トラクター、田植え機、全てが大型機械です。</p> <p>当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、2 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2 番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人：霧島市在住の〇〇 〇〇、譲渡人：長崎県平戸市在住の〇〇 〇〇、の売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町日木山字立堀(タテボリ)〇〇番〇 畑 3 4 8 m<sup>2</sup>、〇〇番〇 畑 3 9 6 m<sup>2</sup>、加治木町日木山字楠原(クスバル)〇〇番 畑 2 7 3 m<sup>2</sup>の計 3 筆、合計面積 1, 0 1 7 m<sup>2</sup>です。以上で 2 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1 2 番委員に調査の結果並びに補足説明</p>

	<p>をお願いします。</p> <p>委員 12番委員です。それでは、調査報告をいたします。 平成30年11月18日譲受人宅に電話をし、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人が、時間が取れないということで、電話での聞き取りをした次第です。 譲受人は、茶、大麦若葉を生産する大規模農家であります。 申請地の位置は、私の家のすぐ近くであります。周りは全て、譲受人の茶畑です。この申請地は、長年耕作放棄地で、竹やぶで手のつけられないような状態でしたけれど、現在は譲受人が、重機を使われまして放棄地を解消し、整地されたところであります。機械類についても、なんら問題はありません。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、3番につきましてご説明いたします。 譲受人：加治木町木田在住の〇〇 〇〇、譲渡人：加治木町錦江町在住の〇〇 〇〇、の売買による所有権移転です。 申請地の所在は、加治木町木田字西塩入（ニシシオイリ）〇〇番 田 391㎡です。以上で3番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>7番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年11月18日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、耕作面積が約1町6反で、主に水稻作付けを行っております。又、申請地は、これまで譲受人が水稻作付けを行っており、農業機械類についても、トラクター、田植え機、コンバイン等を完備しております。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、4番につきましてご説明いたします。 譲受人：加治木町木田在住の 〇〇 〇〇、譲渡人：加治木町錦江町在住の〇〇 〇〇、の売買による所有権移転です。 申請地の所在は、加治木町木田字鈴玉〇〇番〇 田 828㎡です。 以上で4番の説明を終わります。</p>

議 長	ただいまの説明に関連して、6 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>6 番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>譲受人は、私の家のすぐ近くにおられますが、平成 30 年 1 月 17 日に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。</p> <p>譲受人は、実際、私と同じ歳でありまして、私よりまだまだ元気な方で、バイタリティがあって、いつも感心させられる方でございます</p> <p>申請内容を色々調査しましたが、なんら汚点はありません。機械類も全て揃っており、トラック等は、3 台持っておられます。</p> <p>当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
議 長	次の、5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、5 番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人：東餅田在住の〇〇 〇〇、譲渡人：蒲生町上久徳在住の〇〇 〇〇、の売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、蒲生町米丸字川原田〇〇番 田、〇〇番 田、の計 2 筆、合計面積 1, 3 1 0 m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上で 5 番の説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、2 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>2 番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>平成 30 年 1 月 16 日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、推進委員の 10 番の方でございます。</p> <p>現在水稻野菜等を約 1 町 6 反ほど経営されております。ちなみに息子さんは、認定農業者でハウス有機野菜等でございます。</p> <p>労働力は、奥さんとの 2 名です。機械類は、コンバイン、乾燥機等全てが揃っております。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 5 番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	〔質疑・意見なし〕
事務局	それではお諮りいたします。

	<p>議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 5 番については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定の 1 番から 5 番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第 4 号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第 6 議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は、1 件でございました。</p> <p>1 番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、始良市加治木町字弥勒〇〇番〇 田 596 m<sup>2</sup>です。</p> <p>農地区分は、都市計画内の用途が準住居地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。転用目的は資材置場です。</p> <p>申請理由は、始良方面の施工等が多く、資材管理等が便利な為です。資金は、現状のまま使用する為不要です。土地改良区の意見書は、区域外のため、不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、16 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>16 番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第 3 種農地で問題なし。申請地の位置は、イエスランドから北西に約 50 m の位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が田、南が宅地、北が宅地です。</p> <p>申請実現の確実性は、事業を営んでおり、資材置き場として利用するのは、確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定の 1 番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>議 長</p>	<p>委員 「質疑・意見なし」</p> <p>それではお諮りいたします。 議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定の 1 番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定の 1 番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第 5 号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第 7 議案第 5 号、農地転用事業計画変更申請について議題に供します。 1 番から 3 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 5 号農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。今月は、3 件でした。 まず、1 番についてご説明申し上げます。 変更前の事業計画者は、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在は、始良市平松字城下〇〇番〇、地目は、畑 4 0 0 m<sup>2</sup>、変更後の事業継承者は、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、土地の所在は、始良市平松字城下〇〇番〇、地目は、畑 4 0 0 m<sup>2</sup>です。 転用目的は、変更前は、宅地分譲で平成 2 6 年 4 月 2 5 日に 5 条の許可済みでございますが、変更後も同じく宅地造成になります。理由は、造成に入る前に、強い要望を受けて譲ることになった為です。議案第 6 号の 3 番で 5 条の申請がございましたので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの事務局説明に関連して、推進委員 1 番委員に、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 3 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>1 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第 3 種農地で問題なし。申請地の位置は、始良消防分遣所から北西に約 3 0 0 m の位置です。被害防除の現況は、東が市道、西</p>

議 長	<p>が宅地、南が宅地、北が宅地です。</p> <p>申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番についてご説明申し上げます。</p> <p>変更前の事業計画者は、霧島市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在は、加治木町日木山字千迫〇〇番〇、地目は、田329㎡。</p> <p>変更後の事業継承者は、始良市加治木町木田〇〇番地〇、土地の所在は、加治木町日木山字千迫〇〇番〇、地目は、田325㎡です。</p> <p>転用目的は、変更前は宅地造成で、平成30年2月6日に5条許可済みですが、変更後は一般住宅になります。理由は、造成に入る前に、現況で譲り受けた強い要望を受けて譲ることになりました。</p> <p>議案第6号の4番で5条の申請がございましたので、よろしくお願ひします。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての4番とも関連がありますので、1番委員に一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>1番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、日枝神者から北西に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が市道、北が田です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。</p> <p>総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番についてご説明申し上げます。</p> <p>変更前事業計画者は、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在は、加治木町新富町字〇〇番〇、地目は、田630㎡、加治木町新富町字〇〇番〇、地目は、田648㎡の2筆、計1,278㎡です。</p> <p>変更後の事業継承者は、霧島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、土地の所在は、加治木町新富町字〇〇番〇、地目は、田630㎡、加治木町新富町字〇〇番〇、地目は、田648㎡の2筆、計1,278㎡です。</p> <p>転用目的は、変更前は、宅地分譲でこれは平成27年8月26日5条許可済みでございます。変更後は、宅地造成で、理由は、宅地造成に伴</p>

	<p>う技術不足で、造成工事を断念した為です。議案第 6 号の 1 1 番で 5 条の申請がございましたので、よろしくお願ひします。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 1 番とも関連がありますので、1 7 番委員に一括して調査の結果並びに補足説明をお願ひします。</p>
委 員	<p>1 7 番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題なし。申請地の位置は、加治木駅から北西に約 5 0 m の位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が鉄道、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。</p> <p>総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第 5 号、農地転用事業計画変更申請の 1 番から 3 番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願ひします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第 5 号、農地転用事業計画変更申請の 1 番から 3 番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願ひします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第 5 号農地転用事業計画変更申請の 1 番から 3 番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>議案第 6 号</b></p>
議 長	<p>次に、日程第 8 議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1 番から 1 2 番について説明をお願ひします。</p> <p>まずは、1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は、1 2 件です。</p> <p>まず、1 番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市在住の〇〇、譲渡人、始良市在住の〇〇、土地の所在は、加治木町木田字東三本松〇〇番〇 畑 3 9 3 m<sup>2</sup>です。</p>

<p>議 長</p>	<p>権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。転用目的は、店舗・駐車場です。</p> <p>申請理由は、申請地に、「〇〇亭」加治木店を建設し経営拡大を行い、経営安定を図るものです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>16番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、南九州病院から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が畑、南が市道、北が宅地です。</p> <p>申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は、奈良県橿原市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町米丸字四月田〇〇番 田 1, 205㎡です。権利内容は賃借権です。農地区分は、農用地区区域内農地と判断されます。土地改良事業等があります。転用目的は、資材置場です。申請理由は、米丸圃場内のパイプライン工事の資材置場が他にない為です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。</p> <p>県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。なお、一時転用は、平成31年3月31日迄です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>9番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、農用地区区域内農地であるが、一時転用に該当する為、問題なし。申請地の位置は、米丸簡易郵便局から北に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が農道、南が田、北が農道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。</p> <p>総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査</p>

議 長	<p>の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は、始良市株式会社〇〇。土地の所在は、平松字城下〇〇番〇 畑 400㎡です。</p> <p>権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地は、住宅環境も整備され、住宅需要が見込まれる為、宅地造成（1区画）したい為です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。</p> <p>議案第5号1番と関連があります。以上です。</p>
議 長	<p>本案件については、議案第5号1番で、推進委員1番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市在住の〇〇、譲渡人、霧島市の有限会社〇〇代表取締役〇〇、土地の所在は、加治木町日木山字千迫〇〇番〇 田 325㎡です。</p> <p>権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第1種中高層住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅（1棟 134.98㎡）です。</p> <p>申請理由は、生活環境が整っているので、一般住宅を建築する為です。</p> <p>資金は融資で対応します。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。議案第5号2番と関連があります。以上です。</p>
議 長	<p>本案件については、議案第5号2番で、1番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市在住の〇〇、譲渡人、始良市在住の〇〇、土地の所在は、平松字池田古河〇〇番〇 田 388㎡の内226㎡、平松字池田古河〇〇番 田 492㎡の内150㎡の2筆です。</p> <p>権利内容は、使用賃借権です。農地区分は、都市計画内の用途が工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。転用目的は、</p>

議 長	<p>一般住宅（1棟 138.70㎡）です。</p> <p>申請理由は、現在借家住まいのため自己の住宅を建築為です。資金は融資で対応します。土地改良区等の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、推進委員1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、県警察学校から西に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が農道、西が田、南が市道、北が田です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。</p> <p>総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>6番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇。代表取締役〇〇。譲渡人は、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、住吉字下佃〇〇番〇 畑 268㎡です。</p> <p>権利内容は、使用賃借権です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。土地改良事業はありません。転用目的は資材置場です。申請理由は、現在借用している資材置き場が手狭になった為です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。始末書の添付があります。</p> <p>県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件（追認）となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>17番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、永瀬橋から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が水路、南が水路、北が県道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。</p> <p>総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調</p>

議 長	<p>査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の、7番について事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>7番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市在住の〇〇。譲渡人、茨城県取手市在住の〇〇、土地の所在は、加治木町錦江町〇〇番〇 田 38㎡です。</p> <p>権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、安心して駐車できるスペースを確保したい為です。資金は自己資金で対応します。土地改良区等の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番地〇(宅地)233.26㎡と一体利用で、全事業面積271.26㎡です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、龍櫻高等学校から北に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。</p> <p>総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>8番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、福岡市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人、始良市在住の〇〇、土地の所在は、木津志字石切場ノ上〇〇番〇 田 755㎡です。</p> <p>権利内容は、賃借権です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。転用目的は、資材置場です。申請理由は、九州電力 鹿児島幹線 NO.〇〇 鉄塔撤去の為です。資金は自己資金で対応します。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。</p> <p>一時転用がございまして、期限は、平成31年5月31日迄です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>9番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、菅野公民館から西に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が山林、西が田、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。</p> <p>総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>9番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市在住の〇〇、譲渡人、始良市在住の〇〇、土地の所在は、西餅田字上今別府〇〇番〇 畑 308㎡の内11㎡です。</p> <p>権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場です。申請理由は、隣接する譲受人の居宅の駐車場として利用する為です。資金は自己資金で対応します。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付がありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>15番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良駅から東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。</p> <p>総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市在住の〇〇、譲渡人、始良市在住の〇〇、土地の所在は、下名字尾曲〇〇番 田 401㎡、下名字尾曲〇〇番〇 田 1,630㎡、下名字尾曲〇〇番〇 田 756㎡の計3筆の 2,787㎡です。</p> <p>権利内容は、所有権移転です。土地改良事業なし、農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。転用目的は、資材置場です。申請理由は、当地を譲受人が経営する(株)〇〇</p>

議 長	<p>に無償で貸し、資材置場に利用する計画に至った為です。資金は自己資金で対応します。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>15番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題なし。申請地の位置は、ナフコから北に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が農道、西が原野、南が市道、北が原野です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の、11番について事務局の説明を求めます。</p> <p>11番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、霧島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇、土地の所在は、加治木町新富町〇〇番〇、田630㎡、新富町〇〇番、田648㎡、計2筆の1,278㎡です。</p> <p>権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が近隣商業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、当地を宅地分譲地の計画にするということで、生産区画は、宅地が5区画、道路が1区画、ゴミ置場が1箇所です。資金は自己資金で対応します。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。議案第5号3番と関連があります。以上です。</p>
議 長	<p>本案件については、議案第5号3番で、推進委員17番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>次の、12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>12番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人、始良市在住の〇〇、土地の所在は、東餅田字上古川〇〇番 田 770㎡です。</p> <p>権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、周辺環境が整っており、宅地分譲(2区画)としては、最適地である為です。資金は融資で対応します。土地改良区等の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明</p>

	をお願いします。
委員	<p>16番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、高樋団地から南に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が農道、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。</p> <p>総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から12番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>12番委員です。</p> <p>10番について、ご質問です。申請理由で理解に苦しむのですが、申請理由に申請人は、〇〇技研に無償で貸し、資材置場に利用するとありますが、申請人は、所有権移転は無償で譲られたのですか？</p>
事務局	<p>譲受人〇〇さんは、所有権移転で譲渡人〇〇さんから有償で譲り受けたあと、譲受人〇〇さんが、元々経営されているご自分の会社に、無償で貸したということになります。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか？</p> <p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から12番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から12番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。</p>
議長	<p style="text-align: center;"><b>議案第7号</b></p> <p>次に、日程第9 議案第7号 農地の利用目的変更願について、議題に供します。</p> <p>1番から4番について、説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、1 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>1 番についてご説明申し上げます。  申請人、兵庫県明石市在住の〇〇、所有者も同様でございます。土地の所在は、加治木町木田字西ノ原〇〇番〇 田 2,3 1 5 m<sup>2</sup>の内 3 0 4 m<sup>2</sup>です。農地区分は、農用地区域内農地で、土地改良事業があります。土地の広がり は 1 0 m<sup>2</sup>未満です。変更後の使用目的は、盛り土をして畑にすることです。申請理由は、畑で野菜作りの為です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、7 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>7 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。  農地区分は、農用地区域内農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、かじのき保育園から南に約 4 0 0 m の位置です。造成工法は、盛土 1、2 m、土留め工法は、土羽芝張 1. 2 m です。被害防除の現況は、東が田、西が市道、南が田・宅地、北が農道・水路です。申請実現の確実性は、野菜生産のため確実であります。土地改良区の意見書があります。条件及び特記事項はなし。  総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>つぎの、2 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>2 番についてご説明申し上げます。  申請人、始良市在住の〇〇、土地の所在は、船津字杵ノ瀬〇〇番 田 6 9 5 m<sup>2</sup>です。土地改良事業はありません。土地の広がり は 1 0 ha 以上で、第 1 種農地と判断されます。変更後の使用目的は、畑で、申請理由は、野菜を作付けする為畑に変更したい為です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1 5 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1 5 番委員です。それでは、調査報告をいたします。  農地区分は、第 1 種農地です。申請地の位置は、船津公園から東に約 1 0 0 m の位置です。被害防除の現況は、東が畑・宅地、西が田、南が田、北が里道です。申請実現の確実性は、野菜を生産されるため、確実であります。条件及び特記事項はなし。  総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>

議 長	つぎの、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人、始良市在住の〇〇、所有者は、亡〇〇 〇〇でございます、関係は自分の父親ということです。登記等がまだ終わっていないということです。土地の所在は、加治木町西別府字牛牧〇〇番〇 原野 822㎡、加治木町西別府字牛牧〇〇番〇 田394㎡、加治木町西別府字牛牧〇〇番〇 田 3,747㎡の計3筆 4,963㎡です。</p> <p>農地区分は、広がり10ha未満で第2種農地と判断されます。土地改良事業はありません。変更後の使用目的は、盛土をして畑ということで、申請理由は、現在休耕しているが、盛り土をして田から畑に変更したい為です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>8番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地。申請地の位置は、経済連加治木 GP センターから南西に約800mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が市道、南が山林、北が市道です。申請実現の確実性は、野菜等をつくるため、確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	つぎの、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人、大阪府東大阪市在住の〇〇、所有者も同じであります。土地の所在は、加治木町小山田字袴田〇〇番 田 1,053㎡です。</p> <p>農地区分は、広がり10ha未満で第2種農地と判断されます。土地改良事業はありません。変更後の使用目的は、畑にしたいということで、申請理由は、果樹園にする為です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>1番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>申請人は、加治木町の出身で、現在大阪に在住されている方です。農地区分は、第2種農地。申請地の位置は、竜門小学校から南に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が田・雑種地、西が田、南が宅地、</p>

議 長	<p>北が田です。申請実現の確実性は、果樹園にするため確実であります。条件及び特記事項はなし。</p> <p>総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p> <p>これより、議案第 7 号 1 番から 4 番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>1 4 番委員です。</p> <p>1 番について、お伺いします。素朴な質問ですが、所有者は、現在明石市に在住されているということですが、管理はどうされているのですか？</p>
事務局	<p>管理については、土地の所在地の近くの〇〇会社の社長さんが管理されることになっています。</p>
議 長	<p>よろしいですか？</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 1 番から 4 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 1 番から 4 番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第 8 号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第 10 議案第 8 号、農地あっせん申出 (売渡・貸付希望) について、議題に供します。</p>
事務局	<p>1 番、2 番、4 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 8 号 農地あっせん申出 (売渡・貸付 希望) についてご説明いたします。総会資料は、15 ページでございます。今月の申請につきましては、3 件となっております。なお、3 番でございますが、本日西委員より利用権の提出がありまして、貸付の希望が解消されましたので、取下げとなります。参考資料につきましては、66 ページから 69 ページになりますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、1 番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、蒲生町北字中坪 (ナカツボ) 〇〇番〇、 田 1, 12 1 m<sup>2</sup>です。申請人は、鹿児島市在住の 〇〇 〇〇、譲渡希望価格は、</p>

		<p>農業委員会一任となっています。</p> <p>続きまして、2番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、中津野字上蓑(カミミノ)〇〇番、田 1, 107㎡です。申請人は、千葉県松戸市在住の〇〇 〇〇、譲渡希望価格は10a 当たり 800,000 円となっています。</p> <p>続きまして、4番をご説明いたします。内容につきましては、貸付です。土地の所在が、寺師字三森ヶ字都(ミモリガウト)〇〇番 田 1, 895㎡ です。申請人は、始良市西宮島町在住の〇〇 〇〇、希望期間は3年、希望小作料は農業委員会一任となっています。</p> <p>以上、議案第8号の説明を終わります。</p>
議 長		<p>事務局の説明が終わりました。議案第8号、1番、2番、4番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第8号、農地あっせん申出(売渡・貸付希望)の1番、2番、4番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委 員	[賛成多数]
議 長		<p>賛成多数により、議案第8号、農地あっせん申出(売渡・貸付希望)の1番、2番、4番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p>
議 長		<p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
	委 員	「意見なし」
議 長		<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第8号 農地あっせん申出(売渡・貸付希望)についての、1番については4番委員、7番委員、9番推進委員、2番については4番推進委員、2番推進委員、14番委員、4番については4番推進委員にお願いしたいと思います。</p>

	委員	「はい」
議長		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議長		次に日程第 11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 資料の 2 ページをご覧ください。25 番につきましては、今月 28 日にあっせん会議が開催されまして、無事成立いたしましたので終了となります。こちらにつきましては、来月の総会での議案及び経過報告となります。 続きまして 4 ページをご覧ください。40 番につきましては、西委員より約 16,000㎡のあっせんを受けまして、今回で終了となります。ご協力ありがとうございました。 以上で報告を終わります。
議長		あっせん委員から、何か報告等ございませんか。
	委員	報告なし
議長		ただいまの、事務局及びあっせん委員からの報告について、発言のある方は挙手を願います。
	委員	「質問・意見なし」
議長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————
議長		次に日程第 12、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。11 月は、8 件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（11 月分）をのちほどご確認下さい。以上で報告を終わります。
議長		ただ今の事務局説明について、発言のある方は挙手を願います。

	<p>委員 「質問・意見なし」</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>
	<p style="text-align: center;">————— その他 —————</p>
<p>議長</p>	<p>それでは日程第 13、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p>
	<p>委員 「発言なし」</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。</p>
	<p>事務局 ○ 違反転用事案の経過と調査結果について報告（13番委員）</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。 それでは以上をもちまして、平成30年度 第8回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	<p>[閉会]</p>
<p>事務局長</p>	<p>姿勢を正してください。  一同礼。</p>

## 議事録署名委員

署名委員 _____
署名委員 _____